

福岡県公報

令和七年八月五日
第六百十八号
増刊
①

目次

規則（第三十八号）

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障がい福祉課）……………一

規則

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年八月五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則（昭和二十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五第一項を次のように改める。

法第二十一条の五の十五第一項、法第二十一条の五の十六第一項、法第二十一条の五の二十第一項、法第二十四条の九第一項、法第二十四条の十第一項又は法第二十四条の十三第一項の規定による申請は、児童福祉法施行規則の規定に基づき、家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和七年子ども家庭庁・厚生労働省告示第三号。以下「様式告示」という。）別紙様式第一号により行うものとする。

第十九条の五第二項を削り、同条第三項中「変更届出書（様式第二十一号の十八）」を「様式告示別紙様式第二号」に改め、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

様式第二十一号の十七の二を削り、様式第二十一号の十七及び様式第二十一号の十八を次のように改める。

様式第21号の17及び様式第21号の18 削除

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 （電話 092-643-3028）
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-19 株式会社西日本高速印刷 （電話 092-531-1766）